

平成28年度第1回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成28年4月20日（水）

午後2時00分～

場所：市川市教育委員会会議室

次 第

- 1 副会長の選出
- 2 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて
(諮問・調査審議)
- 3 その他

【 配布資料 】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 諮問書（写）
- ・ 諮問資料 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて
- ・ 資料1 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針見直しの方向性
- ・ 資料2 公立幼稚園設置状況及び園児数推移
- ・ 資料3 質の高い幼児教育が求められる背景と本市の状況
- ・ 資料4 適正規模について
- ・ 資料5-1 市立幼稚園に関するアンケート（市立幼稚園園児の保護者）
- ・ 資料5-2 市立幼稚園に関するアンケート（市立幼稚園職員）
- ・ 資料6 今後の予定



市川第 20160215-0143 号
平成 28 年 4 月 20 日

市川市幼児教育振興審議会

会長 高尾 公矢 様

市川市教育委員会

教育長 田中庸恵

諮 問

市川市幼児教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき、
下記の事項について、貴審議会に諮問します。

記

- 1 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて
 - (1) 「公」の役割に、人材育成機能の役割を位置づけることについて
 - (2) 教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めること
について

公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて

諮問理由

平成 22 年 8 月に「公立幼稚園の今後のあり方について」市川市幼児教育振興審議会に諮問を行い、同年 11 月に答申を得、その後、同年 12 月、市川市教育委員会では、この答申を尊重し、これに沿って検討・実施していくとする基本的方針を定めた。

なお、この基本的方針では、公立幼稚園のあり方についての将来的な方向性について、「国の「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策の動向を見極め、将来像を決定する」としている。

この間、国では、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、平成 27 年 4 月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が本格的に実施されている。

幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、子ども・子育て支援新制度のもとで、幼児期の教育の質の向上を図る観点から取り組みを進めることがますます重要となっている。

また、教育水準の維持・向上を図るため、小中学校における適正規模や適正配置に関して、本市の実情を踏まえた方針の策定に向けた検討を始めており、公立幼稚園においても、園児数減少により幼児教育の効果に支障が生じる恐れがあることから、適正規模に関する考え方を示す必要が生じている。

このような社会状況等の変化により、公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部について見直しを行う必要があることから、諮問するものである。

基本的方針に対する教育委員会のスタンス

公立幼稚園のあり方について、基本的にはこれまでの基本的方針を継承していく。しかしながら、先に述べた理由等を踏まえ、以下の二点について諮問する。

諮問事項

公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて

1 「公」の役割に、人材育成機能の役割を位置づけることについて

基本的方針では、公立幼稚園の「公」の役割を「①特別支援教育 ②教育機会の確保 ③幼児教育の研究 ④子育て支援施策」としており、当面、3 園の基幹園（百合台・大洲・南行徳）においてその役割を果たすとしているが、幼児教育において「公」に求められる役割をより積極的に果たすため、また、幼児教育の質の向上を図るためには幼児教育専門の人材育成が必要であることから、「公」の役割に、人材育成機能を位置づけ、5 つの役割を果たしていくことが必要である。

2 教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めることについて

基本的方針の基本的方向性は、「基幹園を除く公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス、周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を配慮しながら、廃園可能な園から順次廃園を検討していく。」としており、これに沿って園の整理を行う中で 1 つの目安を示すことにより取り組みの具体化を図る必要がある。

また、学校教育法 23 条は、幼稚園の教育は、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の 5 領域の目標を達成するよう行う旨規定しており、人間関係については、「集団生活を通じて、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」と規定されていることから、目標を達成するためには一定の集団規模が要求されているところである。

このようなことから、公立幼稚園における教育効果を維持するため、適正規模を定めることが必要である。

公立幼稚園のあり方に関する基本的方針見直しの方向性

【幼児教育の意義・役割】

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの

公立幼稚園のあり方に関する基本的方針（平成 22 年 12 月）

【基本的方向性】

○当面、北部・中部・南部の 3 園を基幹園として残し、「公」の役割を果たす

基幹園：百合台・大洲・南行徳幼稚園

「公」の役割：①特別支援教育（特別支援学級）

②教育機会の確保

③幼児教育の研究

④子育て支援施策（相談）

○その他の園については、廃園可能となった園から順次、廃園を検討していく

【短期的方向性】

○就園率の低い稲荷木幼稚園を廃園

⇒ 平成 26 年 3 月末廃園

○就園率が低く今後も低下が見込まれる二俣幼稚園は今後の動向を見て休園を検討

⇒ 平成 28 年 4 月から休園

【将来的方向性】

○国の「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策の動向を見極め、将来像を決定する

○現況・課題

・急速な少子化の進行

・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、家庭・地域を取り巻く環境の変化

○平成 24 年 8 月 子ども・子育て関連 3 法の制定【子ども・子育て支援新制度創設】

○平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度開始

趣旨：保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

・保育の量的拡大及び確保

・地域における子ども・子育て支援の充実

《子ども・子育て支援新制度により求められていること》

○幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもが健やかに成長するよう、より一層の質の高い幼児教育の提供

○質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の総合的・効率的な推進体制

【現状・課題】

- 1 4つの公の役割 → 質の向上の取り組み強化が必要
- 2 社会状況の変化による市立幼稚園の園児数減少 → 教育効果の維持・向上が必要
- 3 教育委員会と市長部局の2つの体制で推進 → 総合的・効率的な体制が必要

【対応】

基本的方針の一部見直しにより、課題解決を図る

- 1 より質の高い幼児教育の提供を図るため、公の役割に人材育成機能を位置づけ公の役割を5つとし、公としての関わりを継続、強化する
- 2 公立幼稚園の教育効果を維持するため、適正規模を定め、適正規模を上回る場合・下回る場合の対応を明示する

公立幼稚園設置状況及び園児数推移

1. 公立幼稚園施設一覧

平成 28 年 4 月 4 日現在

名称	建築年度	経過年数	園児数(人)			認可定員(人)	充足率	備考
			4歳	5歳	計			
二俣幼稚園	昭和 53	37	—	—	—	—	—	平成 28 年 4 月 1 日から休園
信篤幼稚園	昭和 54	36	48	62	110	160	68.8%	
大洲幼稚園	昭和 49	41	46	52	98	240	40.8%	
南行徳幼稚園	昭和 55	35	91	104	195	330	59.1%	
百合台幼稚園	昭和 57	33	43	38	81	240	33.8%	
新浜幼稚園	昭和 60	30	62	52	114	160	71.3%	
塩焼幼稚園	平成 3	24	90	110	200	240	83.3%	
合計			380	418	798	1,370	58.2%	

2. 公立幼稚園園児数の推移

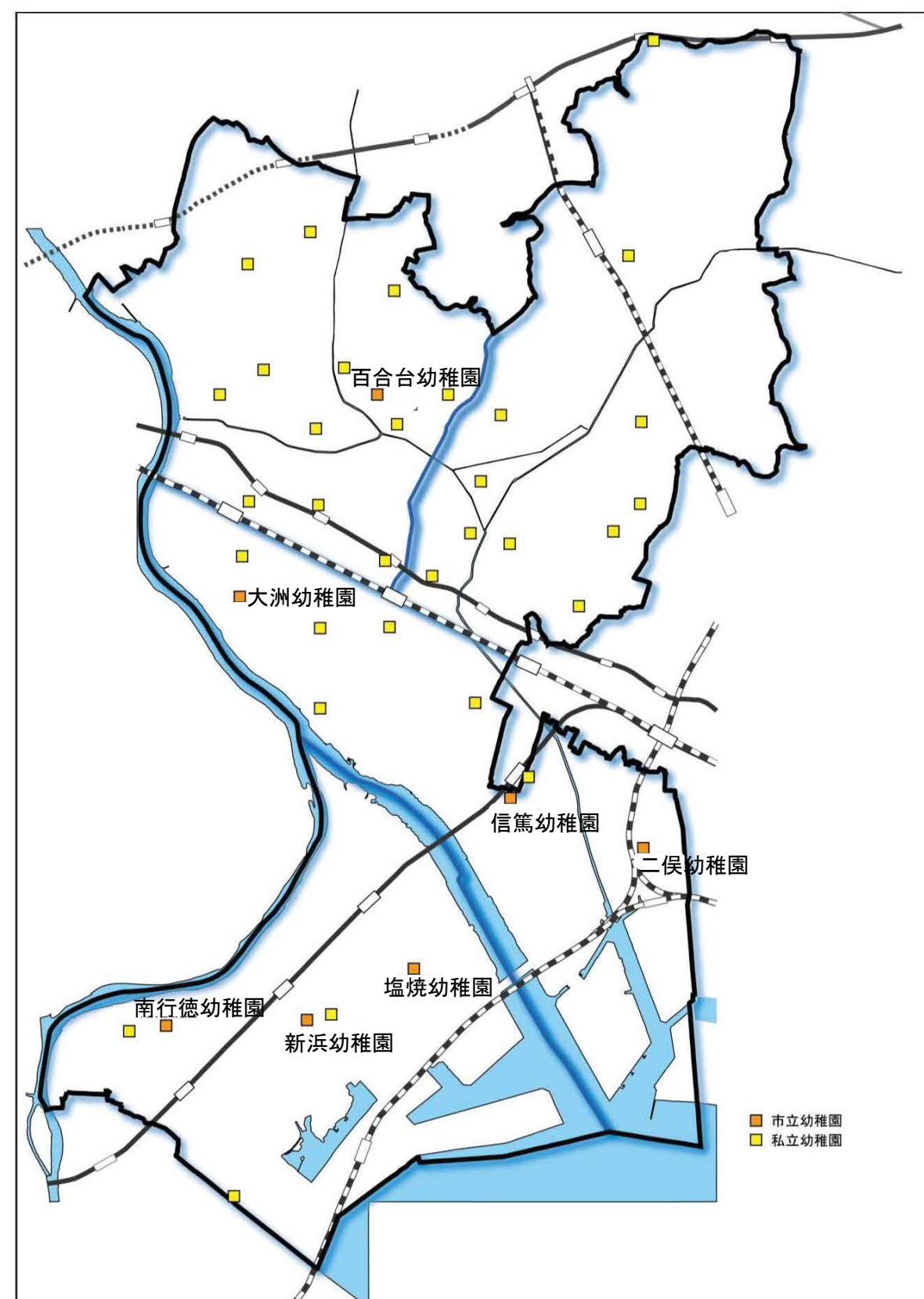
単位: 人

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度—19年度	
											増減	増減率(%)
二俣	141	126	133	134	102	100	75	53	16	—	—	—
信篤	159	158	144	129	143	138	134	116	111	110	△ 49	△ 30.8
稲荷木	93	84	77	69	73	68	36	—	—	—	—	—
大洲	170	154	135	134	154	121	114	134	113	98	△ 72	△ 42.4
南行徳	303	288	296	266	217	242	235	209	212	195	△ 108	△ 35.6
百合台	137	129	113	116	118	114	114	119	99	81	△ 56	△ 40.9
新浜	154	156	155	128	136	159	160	144	121	114	△ 40	△ 26.0
塩焼	239	239	240	238	225	234	240	232	214	200	△ 39	△ 16.3
全体	1,396	1,334	1,293	1,214	1,168	1,176	1,108	1,007	886	798	△ 598	△ 42.8

【参考】 学齢4、5歳児の推移

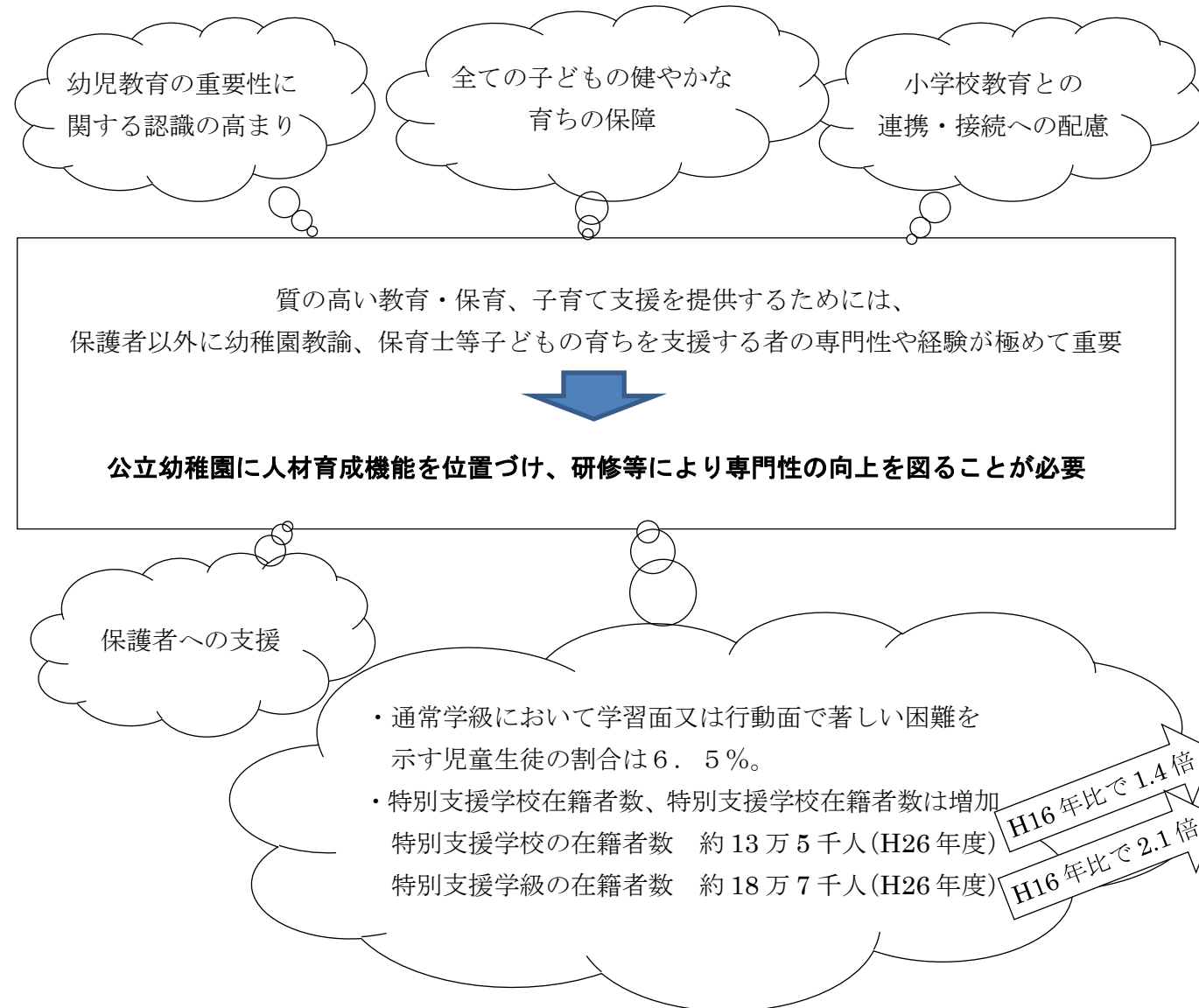
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度—19年度	
											増減	増減率(%)
4歳児	4,230	4,211	4,202	3,841	4,032	4,000	3,858	3,925	3,921	3,824	△ 406	△ 9.6
5歳児	4,164	4,175	4,144	4,127	3,790	3,933	3,907	3,882	3,883	3,869	△ 295	△ 7.1
合計	8,394	8,386	8,346	7,968	7,822	7,933	7,765	7,807	7,804	7,693	△ 701	△ 8.4

3. 市内幼稚園設置図



質の高い幼児教育が求められる背景と本市の状況

1. 質の向上が求められる背景



2. 国の取り組み

- 幼児教育の重要性や子ども・子育て支援新制度により質の向上が目指されていることから、幼児教育に関する研究を行う組織として、平成28年4月、国立教育政策研究所に「幼児教育研究センター」を設置した。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導助言等を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行うとしている。

3. 公立幼稚園教諭にかかる研修実施状況

	研修名	参加者			
		幼稚園		保育所	
		公立	私立	公立	私立
1	幼稚園教諭全体研修	○	○	○	○
2	園内研究会	○		○	
3	中学校ブロック研修会	○			
4	幼小連携推進モデル園・校としての研修	○			
5	こども施設運営課主催研修への参加	○	○	○	○
6	千葉県国公立幼稚園協会千葉地区研修	○			
7	市川市公立幼稚園教育研究会（市幼研）	○			
8	幼稚園等初任者研修	○	○		
9	園長等運営管理協議会	○	○		
10	幼稚園教育課程研究協議会	○	○		
11	幼稚園等10年経験者研修会	○	○		
12	保育技術協議会	○	○		
13	全国国公立幼稚園・子ども園教育研究協議会	○			

4. 市の状況

- ・平成28年4月から、幼児教育専任の指導主事を配置し、公立幼稚園教諭への指導助言を行うこととなった。
- ・幼児教育相談員が特別支援教育の充実を図るために公立幼稚園を巡回し、公立幼稚園教諭への指導助言を行っている。

適正規模について

1. 幼稚園教育のねらい

○学校教育法 23 条

幼稚園における教育は、5 領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）の目標を達成するよう行う。

目標 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

○幼稚園教育要領

人間関係：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。



一定の集団規模が必要

2. 平成 23 年度文部科学省委託「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」

（平成 24 年 3 月 社団法人全国幼児教育研究協会）

出典：文部科学省ホームページ「社団法人全国幼児教育研究協会 研究概要」

○実地調査及び意識調査からの考察

一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切に、「協同性の育ち」を培うためには、1 学級に、3 歳児でも 20 人前後、4、5 歳児は 21 人以上 30 人くらいの集団が適切だと考えられているとすることができる。

○教員が望む 1 学級の幼児数

発達の段階を考慮すれば、3 歳児は基本的な生活習慣を個々に身に付けることがまず優先される。また、4、5 歳児は友達関係が徐々に広がり、集団を形成して生活ができるようになっていく。こうした発達の課程を考慮すれば、3 歳児は 20 人以下、4、5 歳児は 20 人以上、中でも 5 歳児は 25 人以上が望ましいということであろう。

3. 他市状況

	適正規模	根拠	対応
香取市	<ul style="list-style-type: none"> 下限は、1 学級 18 人、1 園では 4 歳児・5 歳児の計 2 学級 35 人を確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校における下限の許容規模の積算方法に準じ、市立幼稚園の 1 学級の定員 35 人の 2 分の 1 とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の統合再編を図る。
板橋区	<ul style="list-style-type: none"> 下限は 1 学級 10 人 上限については、教育効果から現行の 35 人が妥当であるか検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 集団教育をする上で良好な教育環境としては、5 人のグループが 2 組以上、最低 10 人が必要であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 10 人に達しない場合、以下の基準に則った運営を行う。 1 年目 翌年度入園児募集、4・5 歳児による運営 2 年目 募集停止、4・5 歳児による運営 3 年目 5 歳児のみの運営、年度末の閉園
大津市	<ul style="list-style-type: none"> 1 学級の人数は、4 歳児は 20 人～25 人、5 歳児は 25 人～30 人 1 学年の学級数は 2 学級以上 	<ul style="list-style-type: none"> 各年齢で経験して欲しい内容や遊びの最小単位などから考えると、欠席などがあっても人数を安定的に確保し、複数の遊びが維持できることが必要。 人とかかわる力を高めるためには、学級編成替えができる 2 学級以上が望ましいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集児の入園希望者数が 19 人以下となった場合、その翌年度から幼児期の生活にふさわしい環境の保障として、近隣園と交流保育を実施する。 募集児の入園希望者数が 2 年連続して 19 人以下になった場合、家庭・地域・園・行政が協働し、教育内容や園経営の今後のあり方を検討する。
奈良市	<ul style="list-style-type: none"> 1 学級の人数は 30 人とするのが望まれる ただし、途中入園も受け入れられるよう、最大 35 人まで受け入れるなど、弾力的な運用を図ることも必要 下限は、1 学級 15 人 	<ul style="list-style-type: none"> 各年齢 1 学級編成にせざるを得ない場合は、教育効果が著しく低下しない集団規模を確保する必要がある。 学級内のグループ活動ができる人数を安定的に確保する観点から、欠席があっても、3、4 名のグループが 3 つ以上作れることを基本として、最低 15 名が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 4 歳児の応募数が 15 名未満で、かつ、翌年度の在園予定園児数が 30 名未満となる園は、翌年度における募集分から園児募集を停止する。

市立幼稚園に関するアンケート（市立幼稚園児の保護者）

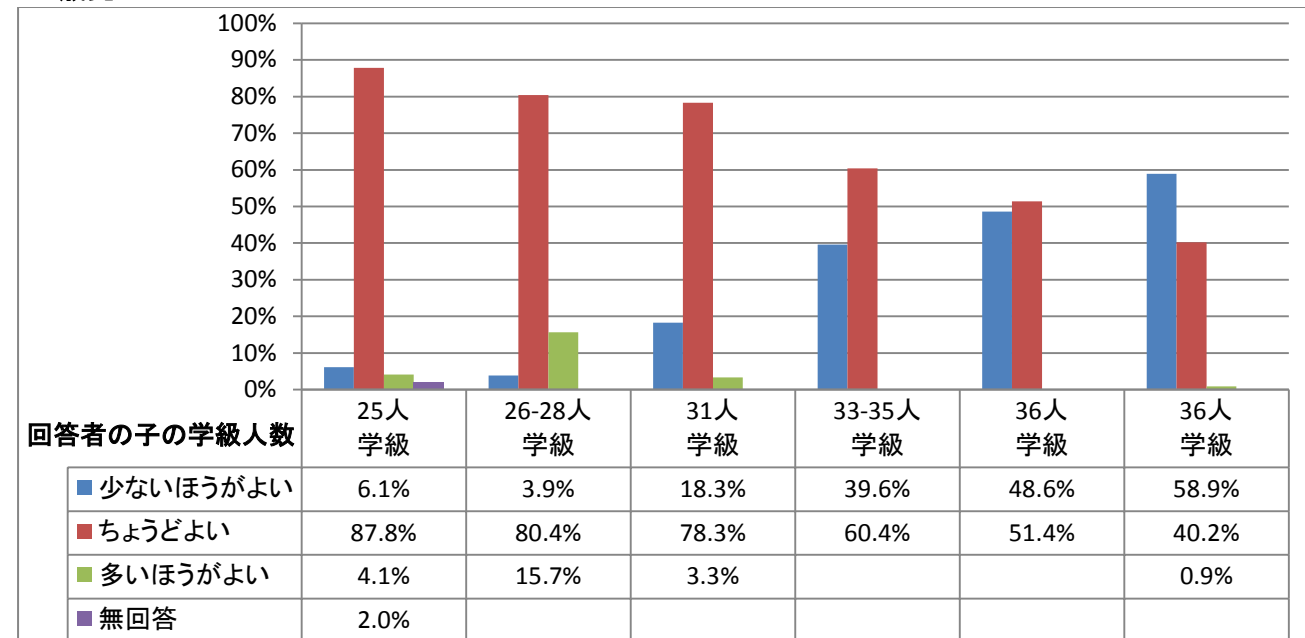
1. 実施概要

- 実施年月 平成28年1月実施
- 対象 市立幼稚園児の保護者 910人（回答人数 891人、回答率 97.9%）

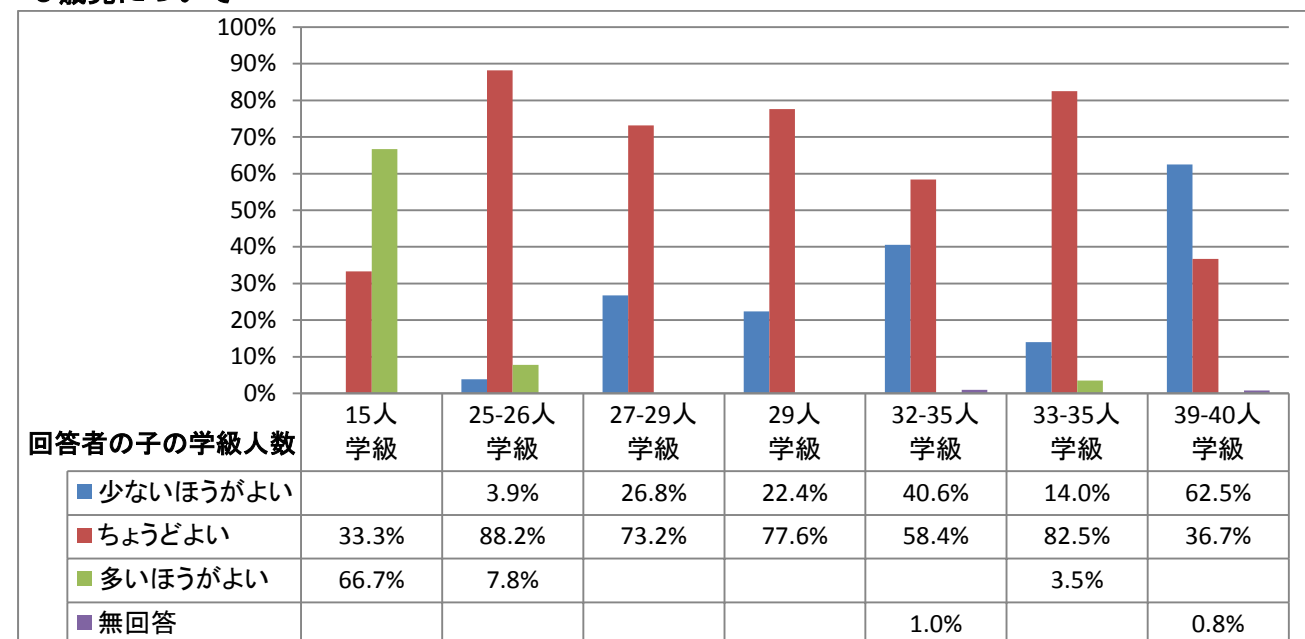
2. 回答結果

【Q1】お子様が学級で活動を行うとき、今の学級人数について、どのような印象を持っていますか。

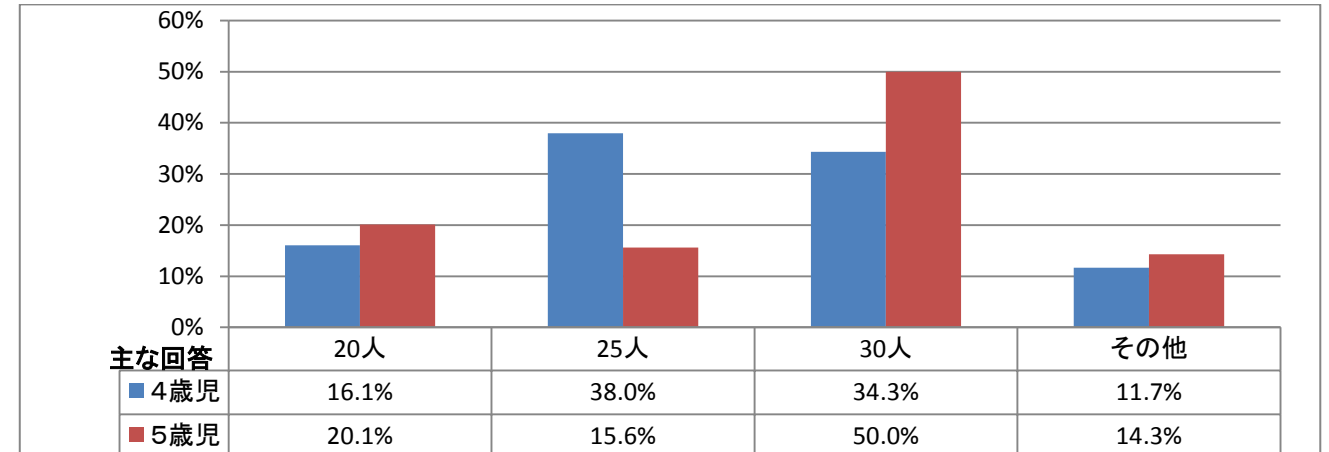
* 4歳児について



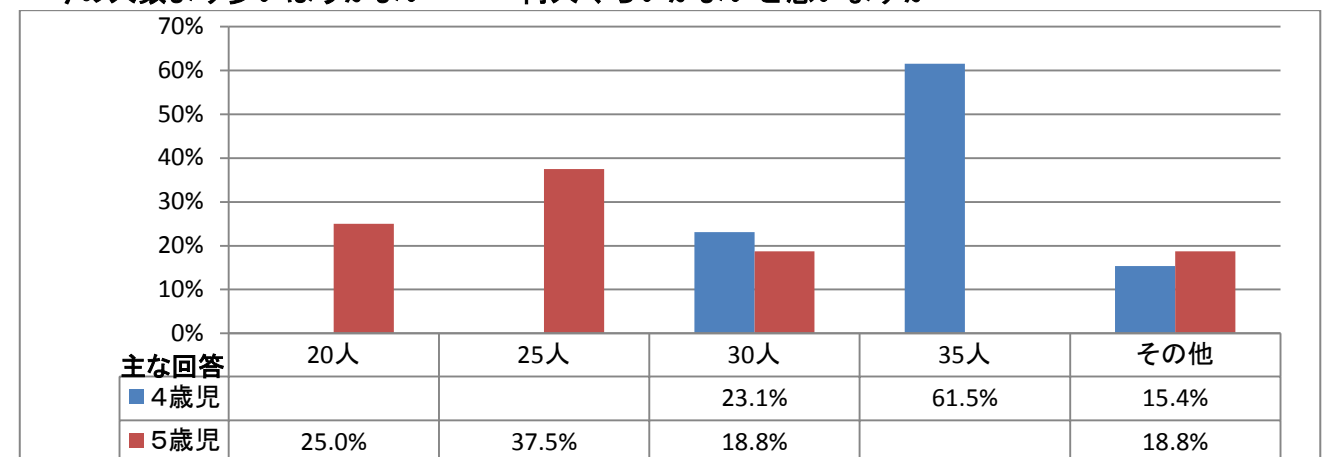
* 5歳児について



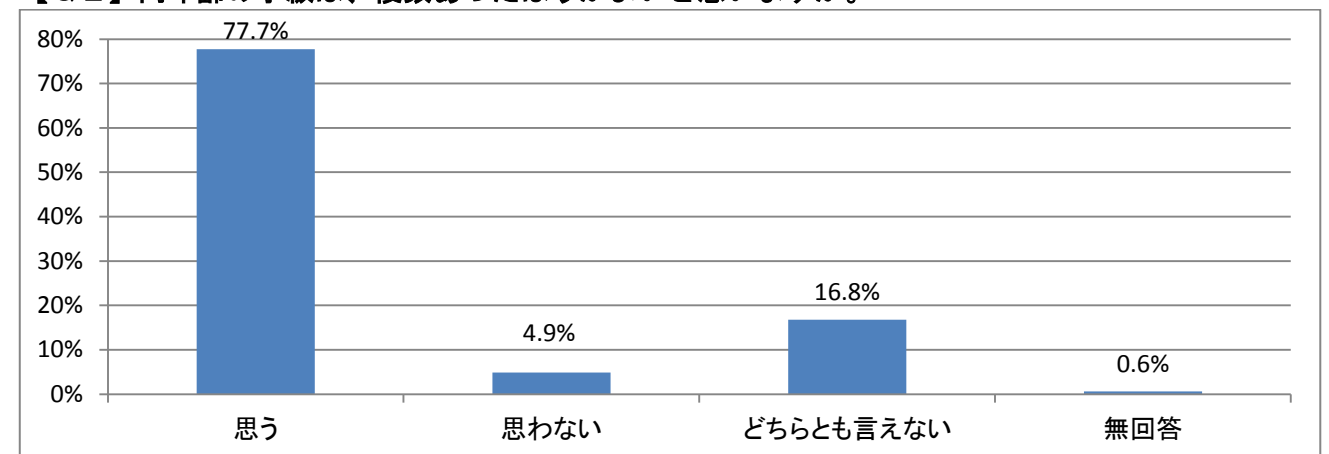
* 今の人数より少ないほうがよい → 何人ぐらいがよいと思いますか



* 今の人数より多いほうがよい → 何人ぐらいがよいと思いますか



【Q2】同年齢の学級は、複数あったほうがよいと思いますか。



市立幼稚園に関するアンケート（市立幼稚園職員）

1. 実施概要

○実施年月 平成28年1月実施

○対象 市立幼稚園職員 68人（回答人数 68人、回答率 100%）

2. 回答結果

【Q1】学級で一斉活動を行うとき、1学級の人数は何人ぐらいが適正だと思いますか。

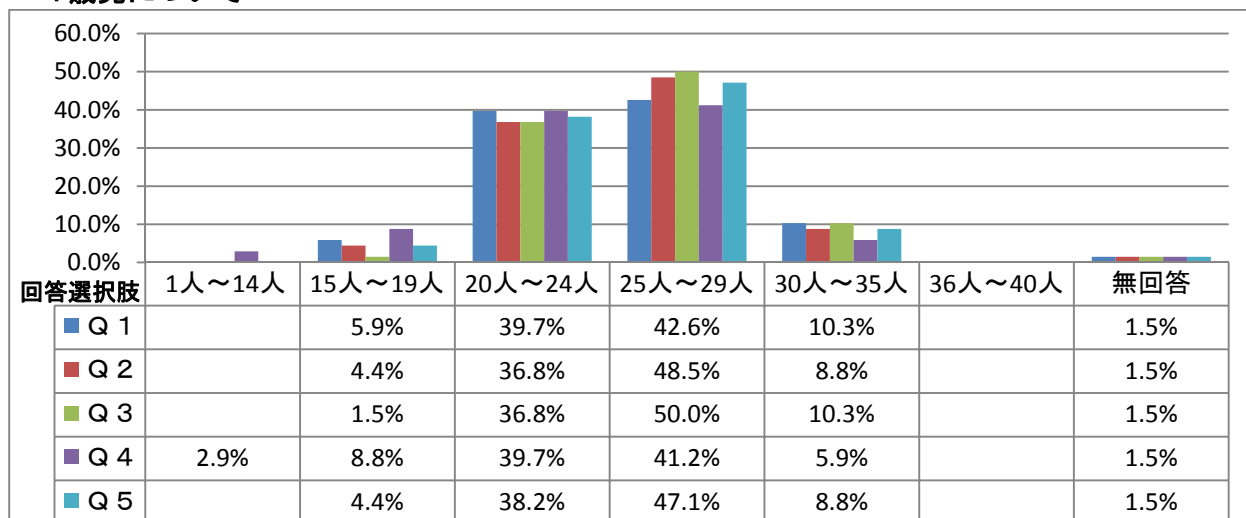
【Q2】学級で自由遊びを行うとき、1学級の人数は何人ぐらいが適正だと思いますか。

【Q3】学級で園内行事を行うとき、1学級の人数は何人ぐらいが適正だと思いますか。

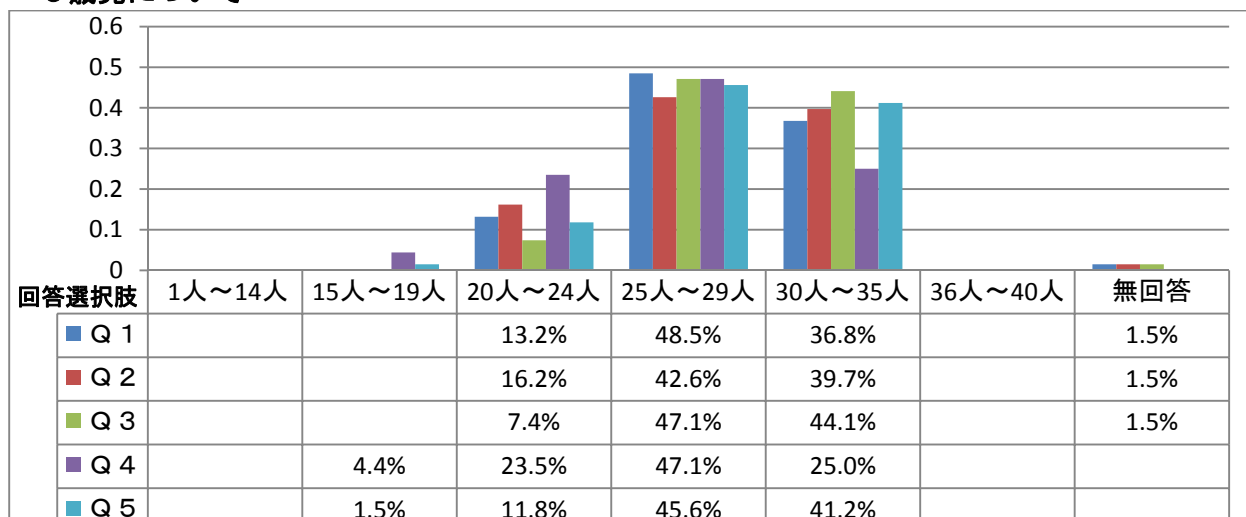
【Q4】学級で園外学習を行うとき、1学級の人数は何人ぐらいが適正だと思いますか。

【Q5】教育の効果を高めるためには、1学級の人数は何人ぐらいが適正だと思いますか。

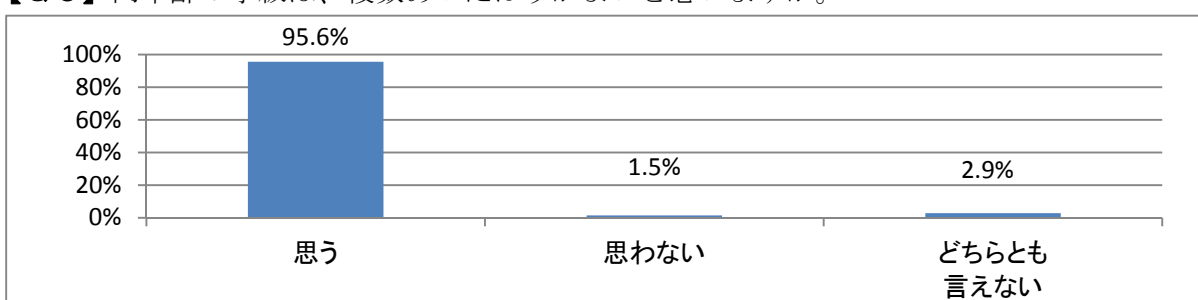
* 4歳児について



* 5歳児について



【Q6】同年齢の学級は、複数あったほうがよいと思いますか。



今後の予定

日 程	項 目	内 容
平成28年 4月20日	審議会①	1 副会長選出について 2 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて（諮問・調査審議）
7月中旬	審議会②	1 答申案に基づき調査審議
10月中旬	審議会③	1 答申案に基づき調査審議
10月中旬～下旬	答申	
平成29年 1月	見直し方針策定	